

## 名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に関して、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 要綱第2条第4項における別に定める要件について、次の各号に定めるいずれかの者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害者であり、かつ厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号第8号）を満たしている者
- (2) その他区長が認める者

### (重度障害者等就労支援の対象とする支援内容)

第3条 法第5条の規定に基づく「重度訪問介護」、「行動援護」の支給対象となる障害者について、この事業の対象となる支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通勤、出張等の外出に伴う移動中の介護
- (2) 勤務中の排泄、食事、見守り及びコミュニケーション等の必要な支援
- (3) その他勤務に伴い必要と認められる支援

2 法第5条の規定に基づく「同行援護」の支給対象となる障害者について、この事業の対象となる支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通勤、出張等の外出に伴う移動中の介護、視覚情報の提供等
- (2) 外出先での必要な支援
- (3) 経済活動に関わる視覚情報の提供及び代筆、代読等
- (4) その他勤務に伴い必要と認められる支援

### (重度障害者等就労支援における通勤及び出張の方法)

第4条 重度障害者等就労支援のうち通勤及び出張等の外出は次の各号に掲げるいずれかの方法により提供されるものとする。

- (1) 徒歩、公共交通機関での移動
- (2) 乗車中にも介助が必要な方について、要綱第2条第3項に定める就労支援事業者を除く介護者が運転する車、道路運送法の許可又は登録を受けた車（タクシーや福祉有償運送等）での移動

### (2人介護における定義)

第5条 2人介護対象者とは、厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示

第 546 号に規定する第 1 号から第 3 号までのいずれか) に該当し、要綱第 6 条第 1 項の支給決定においては区長が、同条第 2 項の決定においては市長が認める者とする。

(就労支援給付費の算定方法)

第 6 条 就労支援給付費について、以下の規定に基づき算定を行う。

- (1) 同一事業所が 1 日に支援した所要時間を通算して算定する。
- (2) 同行援護対象者については、1 日に複数回の支援を行う場合について、その間隔が 2 時間以上となる場合には、それぞれの所要時間の報酬単価において算定する。

(雇用支援給付費の算定方法)

第 7 条 雇用支援給付費について、以下の規定に基づき算定を行う。

- (1) 時間数の算定は、雇用支援給付費職場介助分と雇用支援給付費通勤援助分のそれぞれで個別に行う。
- (2) 同一事業所が 1 日に支援した所要時間を通算して算定する。
- (3) 同行援護対象者については、1 日に複数回の支援を行う場合について、その間隔が 2 時間以上となる場合には、それぞれの所要時間の報酬単価において算定する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定による支給申請その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。